

# 身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

社会の高齢化が進展し、社会経済の変化が生じているため、民法（相続法）などの改正が2018年7月になされました。相続に関するルールが大きく変わります。

今回は、相続法などの改正により、自筆証書遺言や預貯金の払戻しの実務も変わってきます。基本的には自筆証書遺言や被相続人が亡くなった後の預貯金の払戻しの使い勝手を従来よりよくしようとして法改正や新たな法律が創設されております。以下、検討していきましょう。

**Q<sub>1</sub>** 自筆証書遺言の方式が緩和されたとのことですが、どのような点が緩和されたのですか。

**A<sub>1</sub>** 既に、2019年1月13日に施行されておりますが、従前は自筆証書遺言を作成する場合は、全文を自書する必要がありました。財産目録も全文自書しなければならなかったので、大変でした。それが、現在においては、財産目録について自書によらず、パソコンで財産目録を作成したり、通帳のコピーを添付したりして、財産目録の各ページに署名押印することで足りることになりました（民法968条2項）。なお、遺言書の本文は従前どおり、手書きで作成する必要がありますので、誤解しないようにしてください。

**Q<sub>2</sub>** 法務局における自筆証書遺言の保管制度が創設されたとのことですが、どのような制度でしょうか。

**A<sub>2</sub>** 2020年7月10日に施行されますが、自筆証書遺言を作成した者は、法務局にある遺言保管所に行き、遺言書の保管申請をすることができるようになります（法務局における遺言書の保管等に関する法律）。遺言書の保管申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所の遺言書保管官に対してすることができます。申請を受けた法務局は、本人確認、遺言書の方式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を外形的に確認し、原本を保管します。遺言者の死亡後に相続人らは、遺言保管所において、遺言書が保管されているかどうかを調べることができます（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）。また、遺言書の写しの交付も請求でき（「遺言書情報証明書」の交付請求）、遺言書を保管している遺言書保管所において、遺言書を閲覧することもできます。遺言書の閲覧や遺言情報証明書の交付がされると、遺言保安官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知するとのこと。遺言書保管所に保管されている遺言書について、家庭裁判所の検認が不要となります。

**Q<sub>3</sub>** 預貯金の払戻制度が創設されたとのことですが、どのような制度でしょうか。

**A<sub>3</sub>** 既に、2019年7月1日から施行されておりますが、従前は遺産分割終了するまでの間は、相続人は単独で預貯金の払い戻しはできませんでした。そのため、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済等の資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は単独で被相続人の預貯金の払い戻しができませんでした。それが、今回の民法改正により、預貯金の払戻制度を創設し、①預貯金の一定の割合（上限額は150万円）については、家庭裁判所の判断を経なくても単独で払い戻しを受けられるようになりました。具体的には、相続開始時の預貯金額の3分の1に共同相続人の相続分を乗じた額について、単独で払い戻しを受けられることとなります（民法909条の2）。例えば、被相続人の預貯金額が600万円あり、共同相続人が子ども2名の場合、 $600万円 \times 1/3 \times 1/2 = 100万円$ が単独で払い戻しを受けられることとなります。また、②比較的、大口の資金需要がある場合、預貯金の仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようになりました（家事手続法200条）。